



もくじ

1. IPP活動報告 7～9月
2. IPP News 「五輪エンブレム騒動」
3. 今月のテーマ 「発明のブラッシュアップ」
4. 北京青松特許事務所からの研修生
5. IPPよもやま話 「アジア弁理士総会」

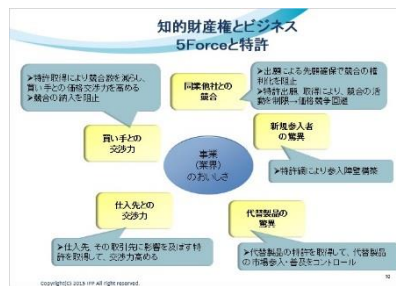
IPP活動報告 7～9月

日々の知財業務の他、海外代理人との協議やセミナー等の活動の一部を報告致します。興味があるトピックがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【株式会社様マネージャー向け企業知財セミナー】

弊所主宰の企業法務知財協会(CLIP)では毎月無料セミナーを実施しており、通算で500社近くの企業様にご参加頂いています。このようなセミナーを通して、A社様よりマネージャー向けの企業知財セミナーの御依頼を頂き、7月に講義させて頂きました。マネージャークラスとのことで、流石に知財意識も高いいらっしゃいましたが、5.0満点中平均4.6と高評価を頂戴しました。

弊所は、知財の権利化業務だけでなく、企業知財部の育成や教育等にも注力することで、日本の産業そのものに貢献したいと考えています。日時やセミナー規模、費用等、ご依頼頂く企業様のご要望にお応えします。



【中小企業向け商標セミナー】

企業法務知財協会(CLIP)で行うセミナーは、昨今では社内に知財部がある企業様が多く参加されています。一方で知財部がない、経営者が知財担当者である中小企業様が日本では大多数を占めます。そこで、弊所では、「知財(特許/商標/意匠等)を判りやすく、ビジネスに活かす」ことをテーマにセミナーを実施しています。今回のテーマは、『最低限知っておくべき商標基礎実務』でした。

今後も積極的に、知財についてビジネスとの関係を踏まえながら、情報発信をしていきます。



五輪エンブレム騒動

【商標権/著作権】

今年の7月頃より各メディアで取り上げられた五輪エンブレム騒動。9月に東京五輪組織委員会が取り下げ、新たに公募となり、この問題は収束に向かっているようです。



メディアで大々的に取り上げられたので、もう既にご存知かと思いますが、今回問題となった、ベルギーのリエージュ劇場のロゴマークは、そもそも日本のみならず自国においても商標登録をしていなかったため、商標権侵害の主張は出来ませんでした。

よって、問題となったのは著作権侵害でした。皆さんは著作権と商標権の違いをご存知でしょうか？

©著作権

音楽、絵画、建築、図形、プログラムなどの思想・感情を創作的に表現した著作物が対象。
権利を得るための手続きが不要。
著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)する。

®商標権

商品やサービスの名前やロゴデザイン等が対象。
特許庁に出願、登録することで、商標権として保護の対象となる。

商標権の場合、登録商標に類似するか否かで侵害か否か決まるので比較的判り易いですが、著作権の侵害要件の立証はかなり難しいです。



【著作権侵害の要件】

1. 被告の著作物が原告の著作物に**依拠**して創作されたこと
2. 被告の著作物が原告の著作物と**類似**すること
3. 被告が、著作権法に定める利用行為を行ったこと

「依拠」とは、著作物(原作品)を「利用して作品を作出」することです。「類似」とは、利用著作物と著作物(現作品)における表現が類似しているか？です。この3要件が立証されないといけなないので、実際に先のベルギーのリエージュ劇場のロゴマークのデザイナーが勝訴することは容易ではないでしょう。(裏面～に続く)

【自分の身を守る対策】

では、今回の騒動から学ぶべきことは何か？

この五輪エンブレム問題は、デザイン企業やデザイナー個人の方にとっては、常に自分の作品がオリジナルだと自負していても、他人事には思えない部分もあったのではないのでしょうか？

インターネットが普及した昨今では、商標やロゴも簡単に検索することが可能です。こういったことを踏まえると、ロゴやデザイン(意匠)企画作成を生業としているデザイン企業やデザイナー個人の方は、逆に自己を守る対策も必要になってきます。

以下に簡単にまとめたいと思います。

1. 他社の意匠権・商標権に抵触しないかをデータベースで調査する。外国でも使用する場合はその国についても調査する。
2. 意匠権・商標権は、先に特許庁に出願した者に与えられるので、速やかに出願して権利化を図る。
3. 著作物を創作する過程で、他人のデザインを著作物を使っていないことを示す証拠を残す。例えば、デザイン開発履歴を残す。デザイナーに対しての知財教育を行う。
4. 新規な商品デザインは、発売後3年間は不正競争防止法により保護されることに注意する。
5. 依頼者/取引先との契約内容に注意する。

弊所では、デザイン会社やデザイナーの方のコンサルティングサービス/顧問契約を展開しています。具体的には、知的財産権に関するアドバイス、契約書内容のチェック、簡易調査の実施等です。また、著作権登録や、著作物の創作時点を証明するタイムスタンプについてもご要望の際には、代理手続を行います。

お気軽に無料相談をご利用ください。

中国研修生～候さん

【北京青松知的財産代理事務所の研修生】

弊所の中国提携パートナーである、北京青松知的財産代理事務所より10月上旬から同事務所の事務ご担当、候さんが、弊所に研修されています。

北京青松知的財産代理事務所は少数精鋭の事務所ですが、日々弊所の中国代理業務も非常に迅速に確り対応してくれる心強いパートナーです。

今回の研修で、両国の知財の違いや事務管理について積極的に情報交換を行っています。



発明のブラッシュアップ

通常の発明の創出

事業に役に立つ発明の創出

「自社」が
「現在」の
製品に組み込む
技術(発明)

特許開発

「他社」が
「将来」の
製品に組み込み
たい技術(発明)

企業内では未利用の特許が多数あり、問題となつてい

ます。その理由の一つに、特許権の活用タイミングは出願タイミングから見て将来であり、かつ他社がその技術を必要とするかであるにも係らず、出願の視点が、その出願時に自社がどのような技術を採用しているかということに偏っているためです。

社内で発掘された発明(技術)、将来他社にとってどのような技術として必要とされるかを特許開発を行って考えるステップを入れることが、事業に役に立つ特許を生み出すために必要です。

【特許開発とは】

①社内で発掘された発明を基に、将来他社に対して、守りの特許、あるいは攻めの特許として機能する発明を追加する。

②社内で発掘された出願価値がある発明を、特許可能なレベルに引き上げる。

【発明発掘のやり方】

守りの特許、又は攻めの特許となり得る技術を探す。

①新しいと思われる技術

②「自社」又は「他社」が、「現在」又は「将来」実施する可能性が高い技術

③「現在」又は「他社」の製品・サービス価値を高める可能性が高い技術

④製品・サービスを提供した時に他社が特定可能な技術

発明発掘・特許開発の支援サービスにご興味があればお知らせください。

IPPよもやま話

【アジア弁理士会2015@沖縄】

来月11月13日～17日に沖縄で、アジア弁理士会(APAA)の総会が開催されます。所長・松下が参加します。アジア地域のみならず世界中から知財の専門家が集います。日頃より提携している各国の代理人の他、様々な国の知財の専門家と協議/交流を深めることで、各国の知財の相違点、日本から各国へ出願する際の留意点や、実用新案や小特許の活用、模倣対策等、多方面にわたり、情報収集ができるのが魅力です。次号では、APAA沖縄総会についてご報告する予定です。

